

国自安第 27号
国自旅第120号
国自貨第195号
令和6年7月10日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物流通事業課長
(公印省略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

標記について、別紙の通り「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を公益社団法人 全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長、公益社団法人 日本バス協会会長、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて通達したので、その旨了知されたい。

なお、遠隔点呼受託自動車運送事業者が実施要領に基づいて遠隔点呼を行った場合、委託自動車運送事業者において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととする。

国自安第 27 号の2
国自旅第120号の2
国自貨第195号の2
令和6年7月10日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物流通事業課長
(公印省略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔から機器を通じて点呼を実施する遠隔点呼が可能となりました。

今般、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、昨年11月に「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を発出したところですが、本年度も引き続き実施希望の事業者を募るべく、改めて当該先行実施要領を発出することといたします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

国自安第 27 号の2
国自旅第 120 号の2
国自貨第 195 号の2
令和 6 年 7 月 10 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物流通事業課長
(公印省略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和 5 年 4 月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔から機器を通じて点呼を実施する遠隔点呼が可能となりました。

今般、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、昨年 11 月に「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を発出したところですが、本年度も引き続き実施希望の事業者を募るべく、改めて当該先行実施要領を発出することといたします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

国自安第 27 号の2
国自旅第120号の2
国自貨第195号の2
令和6年7月10日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物流通事業課長
(公印省略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔から機器を通じて点呼を実施する遠隔点呼が可能となりました。

今般、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、昨年11月に「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を発出したところですが、本年度も引き続き実施希望の事業者を募るべく、改めて当該先行実施要領を発出することといたします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

国自安第 27 号の2
国自旅第120号の2
国自貨第195号の2
令和6年7月10日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物流通事業課長
(公印省略)

事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔から機器を通じて点呼を実施する遠隔点呼が可能となりました。

今般、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、昨年11月に「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」を発出したところですが、本年度も引き続き実施希望の事業者を募るべく、改めて当該先行実施要領を発出することといたします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。